

様式第 1

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第 2 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第 3 項
審 査 基 準： 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：交通部交通指導課放置駐車対策係又は最寄りの警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課放置駐車対策係（電話059-222-0110） 警察署交通課
備 考：